道路電影響等

作成了二元邓几

~ e-Tax / 71 (WEBIE) ver. ~



令和5年2月 国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室

1 e-Taxソフト(WEB版)利用フローチャート

e-Taxソフト(WEB版)を利用した「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請データ」といいます。)作成・送信等の手順は下図のとおりです。



1

2 e-Taxソフト(WEB版)のご利用に当たって

(1) e-Taxソフト(WEB版)でできること

e-Taxソフト(WEB版)を利用することで「登録申請データ」の「作成」、「送信」及び「登録通知データ(適格請求書発行事業者として登録後に登録番号や氏名等の公表情報が記載された通知書)の内容確認」(※1)の登録申請に関する手続をe-Taxで行うことができます。

なお、登録申請データは、**画面遷移に従って入力していくことで、自動で入力に必要な項目のみが表示されますので、誤りのない登録申請データの作成が可能**です。

ただし、登録申請データの作成・送信に当たっては、「電子証明書」が必要(*2)となります。

- ※1 登録通知データをe-Taxソフト(WEB版)で確認するためには、登録申請データ作成時に 登録通知をe-Tax(電子データ)で受領することを希望する必要があります。
- ※ 2 個人事業者の方はマイナンバーカード、法人の方は、商業登記認証局が発行する電子 証明書等でe-Taxソフト(WEB版)を利用することができます。

なお、e-Taxで利用可能な電子証明書は「電子証明書の取得」をご確認ください。

(2) 作成可能手続

e-Taxソフト(WEB版)では、以下の手続が作成可能です。

手 続 名
適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用)
適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書

なお、登録申請データの作成・送信と同時に、

- · 「消費稅課稅事業者選択届出書」
- 「消費税簡易課税制度選択届出書」

の作成・送信をお考えの場合、e-Taxソフト(WEB版)では、作成・送信ができませんので、別途、e-Taxソフト等での作成・送信が必要になりますのでご注意ください。

(3) 利用可能時間

月曜日~金曜日	24時間
休祝日の翌稼働日、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日	8時30分~24時
休祝日、12月29日~1月3日	休止

詳細は、「e-Taxの運転状況・利用可能時間」をご確認ください。

(4) 推奨環境

e-Taxソフト(WEB版)は、以下のOS/ブラウザを推奨環境(国税庁において動作を確認した環境)としています。

Windowsをご利用の方

os	ブラウザ	PDF閲覧
Microsoft Windows 8.1	Microsoft Internet Explorer 11	
 ※ 「 <u>デスクトップモード</u> 」の場合	Microsoft Edge (Chromium)	
に限ります。	Google Chrome	
Minus of Windows 10	Microsoft Edge (Chromium)	Adobe Acrobat Reader DC
Microsoft Windows 10	Google Chrome	
AA' CUAN' L 44	Microsoft Edge (Chromium)	
Microsoft Windows 11	Google Chrome	

^{※1} 令和4年6月17日時点のものです。

Macintoshをご利用の方

os	ブラウザ	PDF閲覧
mac OS 10.14(Mojave)		
mac OS 10.15(Catalina)	Safari 14.1	Adobe Acrobat Reader DC
mac OS 11.0(Big Sur)		

上記OS/ブラウザを利用した場合であっても、端末によっては、一部動作に制約がある場合や、正しく動作しない可能性があります。特に画面の描画崩れは一部の機種で発生する場合があります。

また、ご利用の端末のOSバージョン、ブラウザ等の確認方法は機種により操作が異なりますので、各メーカーへお問い合わせください。

詳細は、「利用環境の確認」をご確認ください。

(5) ご利用に当たっての注意事項

- ① ブラウザの「戻る」ボタン、「更新」ボタンを使用すると、入力内容が消えてしまうおそれがありますので、ブラウザのボタンは使用せず、必ず画面内のボタン、リンクをご使用ください。
- ② ログアウトを行わずにタブ(ブラウザ)を閉じる(ブラウザの×をクリックする。)と、再度ログインしようとした際に、二重ログインエラーが表示されログインできなくなる場合があります。そのため、操作を終了する場合は、必ず画面上の「ログアウト」ボタンをクリックしてください。

^{※2} 令和5年1月11日以降、「Windows8.1 lを推奨環境外とします。

3 登録申請データの作成・送信

税理士が次の個人事業者の登録申請データの代理送信を行うこととした場合の画面の動きは次のとおりとなります。

(注) 個人事業者の代理送信を行う場合に表示される画面がメインとなりますが、法人の代理送信を行う場合の画面の動きもほとんど同様です(法人の方の場合、代表者氏名や法人番号など入力が必要な項目があります。)。

氏 名:国税 太郎(コクゼイ タロウ) 事業者区分:免税事業者 生年月日:昭和55年12月31日 消費税法違反:該当なし

住 所:東京都千代田区霞が関3-1-1 登録通知:e-Tax(電子データ)による受け取りを希望

事業内容:小売業 納税管理人:定める必要なし

電話番号:03-3581-4161 登録希望日:なし(令和5年10月1日に登録を受け

ることを希望)

<画面説明の凡例>

使用項目	説明
	次の画面に進むための必要なボタン等を示したもの。
	入力・選択・チェック等が必要な項目を示したもの。
	青枠のうち、自動表示(別画面での入力情報を反映)される項目を示したもの。
入力は任意であるが、便利機能として示したもの。	
表示項目の説明事項を示したもの。	
	画面遷移における参考事項を示したもの。



- ① 国税庁ホームページの「<u>インボイス制度特設</u> サイト」^(※)の「<u>申請手続</u>」(次ページ参照) クリック後に [e-Taxソフト(WEB版)へ]をク リックします。
 - ※「インボイス制度特設サイト」には、上記の ほか、インボイス制度の概要、説明会の案 内及びFAQ等を掲載しています。

「申請手続 |画面



事業者の方が代理送信される 場合のマニュアルを掲載

Web-TAX-TVの「透格請求書発行事業者の登録申請はe-Taxで!」でe-Taxソフト(SP版) (スマホ 版)を実際に操作し、登録申請手続を行った場合の動画を掲載していますのでご覧ください(約17

(税理士の方が代理送信を行う場合)

(2)

▶ 適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル~e-Taxソフト(WEB版)ver~<税理士の代 理送信版>(PDF/3.604KB)

(参考) メールアドレスの登録方法

登録申請時にe-Tax (電子データ) による登録通知を希望された場合は、「送信結果・お知らせ」の 「通知書等一覧」に登録通知データが格納されることとなります。

事前にメールアドレスを登録(最大3つ登録が可能)しておくことで、「送信結果・お知らせ」の 「通知書等一見」に格納時に格納されたことをお知らせする

ことをお勧めします。

メールアドレス登録方法 (PDF/1.911KB)

メールアドレスの登録方法の マニュアルを掲載

登録申請手続のe-Taxに関するよくある質問

登録申請手続に関するよくある質問については、以下をご確認ください。

(事業者の方向け)

登録申請手続のe-Taxに関するよくある質問 (PDF/550KB)

[税理士の方向け]

e-Taxソフト(WEB版)を利用した代理送信に関するよくある質問(PDF/564KB)

電子データによる登録通知

e-Taxで登録申請された方は、「登録通知者」を電子データで受領することができます。電子データ で登録道知を希望される方は、「e-Taxソフト(WEB版)」又は「e-Taxソフト(SP版) 」での登録申請 時に「電子データで受け取りを希望するか」の質問が表示されますので、「希望する」を選択してくだ さい(「e-Taxソフト」の場合、甲語様式上の希望機で「希望する」を選択してください。

「登録通知書」には、令和5年10月以降、インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載してお り、紛失防止等の観点から電子データで受け取ることをお勧めしております。

電子データで登録通知書を受け取るメリットの詳細については以下のリーフレットをご参照くださ W.

登録通知をe-Tax (電子データ) で受領することを希望された場合、税務署からの登録通知データの 格納後、確認していただくこととなりますが、確認に当たっては、以下のマニュアルによりご参照くだ さい。

登録通知データ確認マニュアル(PDF/1.568KB)

※ 確認方法は、e-Taxソスト

登録通知データを確認する * [データ] で受け取ると [書 際のマニュアルを掲載

「データ」で受け取るとみ/

電話番号 0120-95-0178 (無料) 受付時間 平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30 (年末年始除く。)

P 6 以降の画面操作におけるお問い合わせについては、 次の窓口で受け付けています。

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い 方に関するお問い合わせ>

O e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901 (ナビダイヤル(有料)) 受付時間 9:00~17:00 (土日祝及び年末年始を除く。)

<マイナンバーカードに関するお問い合わせ>

〇 マイナンバー総合フリーダイヤル



② e-Taxソフト(WEB版)のトップ画面が表示されます。

[ログイン]をクリックします。

(参考) 法人で初めてe-Taxを利用する場合 [開始届出書の作成・提出]をクリックし、利 用者識別番号等の取得を行ってください。



(参考) 推奨環境チェック

e-Taxソフト(WEB版)のトップ画面を表示する前に利用端末が推奨環境等を満たしているかどうかを自動でチェックし、チェック結果を「○」「×」等で表示されます。

「×」が表示された場合は[解決方法]をクリックし、必要な設定を行うことでe-Taxソフト(WEB版)の利用に適した環境とすることができます。

マイナンバーカードをお持ちの場合 ICカードリーダライタを準備し、「マイナンバーカードの読み取りへ」ボタンを押してください。						
マイナンバーカードの読み取りへ						
▼11月者識別情号・暗証番号をお待ちの場合 利用者識別情号・暗証番号を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。						
項目名	入力内容					
利用者識別番号	(例)1234-5578-9012-9455					
暗証番号	(羊角英数)					
暗証番号の表示	● 暗証番号を表示しない ○ 暗証番号を表示する					
		_				
	ログイン キャンセル					

③ ログイン画面が表示されます。[マイナンバーカードの読み取りへ]をクリックします。

法人や個人事業者で既に利用者識別番号等を持っている場合

「利用者識別番号」及び「暗証番号」を入力し、ログインすることも可能です(ログイン後は <u>⑱の画面</u>が表示されます。)。



④ マイナンバーカードの読み取り方法を選択する画面が表示されます。

[スマートフォンで読み取り]をクリックします。



⑤ 画面に2次元バーコードが表示されます(お手元にスマートフォンを準備してください。)。

(参考) マイナポータルのインストール

以降の手続には、Android 端末の方は Google Play、iPhoneの方はApp Store から「マイナポータルAP」のインストールが必要と なります。







(ここから、スマートフォンで作業を行います。)

⑥ 「マイナポータル」を起動し、[読み取る]をタップします。

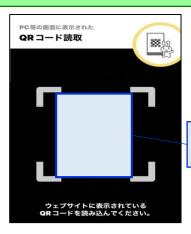
(参考) マイナポータルAPの推奨環境

画面右上の[①]をタップ後に表示されるよくある質問の「マイナポータル (アプリ) に対応しているスマートフォン等を教えてください」により、確認することが可能です。



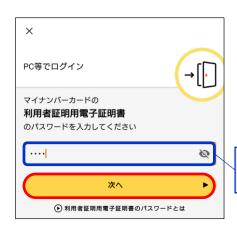
⑦ アプリメニューを選択する画面が表示されます。

[QRコード読取]をタップします。



8 QRコードの読み取り画面が表示されます。⑤で表示されたQRコードを読み取ります。

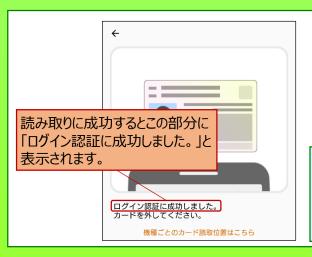
パソコンに表示されたQRコードがこの枠内に収まるように調整してください。



⑨ 読み取りが完了すると、パスワード入力画面が表示されます。

[マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード](4桁)を入力し、[次へ]をタップします。

パスワードを入力することで[次へ] が選択できます。



② スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「ログイン認証に成功しました。」と表示されます。マイナンバーカードをスマートフォンから外して

(参考) マイナンバーカードの読み取り

ください。

スマートフォンやマイナンバーカードがケースに入っている場合、読み取りが正常に行えない場合があるため、ケースを外して読み取りを実施してください。

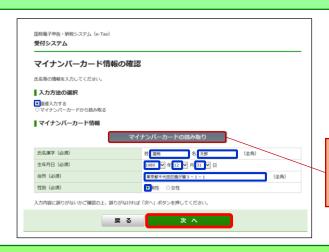


(ここから、パソコンでの作業に戻ります。)

⑩の認証が完了すると、⑤の画面が自動で切り替わります。

「初めてe-Taxをご利用される方はこちら」の

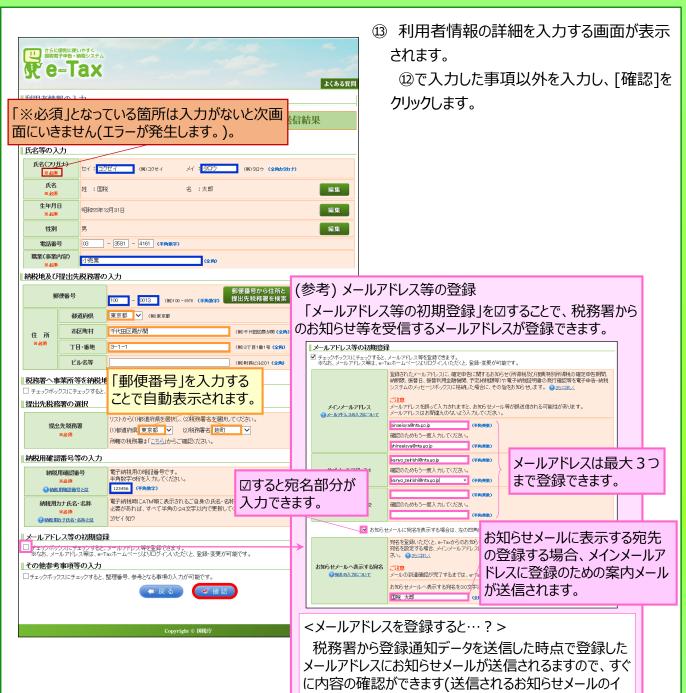
- [♪]をクリック後に表示される[マイナンバーカード情報の確認へ]をクリックします。
- (参考) 既に利用者識別番号をお持ち場合 [利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方は こちら]から、利用者識別番号及び暗証番号を 登録してください。



② マイナンバーカード情報の確認画面が表示されます。

「氏名漢字」、「生年月日」、「住所」及び 「性別」を入力し、「次へ]をクリックします。

「マイナンバーカードの読み取り」は選択できないため、「氏名漢字」等は直接入力する必要があります。

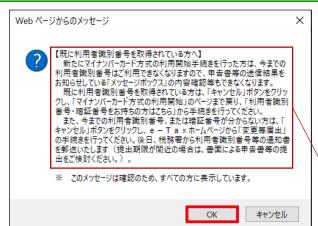


メージは、<u>P21の①</u>を参照。)。



④ 提出先税務署を確認する画面が表示されます。

誤りがなければ[OK]をクリックします。



⑤ 利用者識別番号を新たに発行することについての注意メッセージが表示されます。 内容を確認し、[OK]をクリックします。

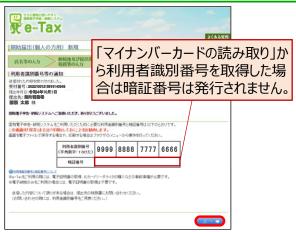
既にe-Taxを利用している場合には、従来利用していた利用者識別番号に係る情報の確認が行えなくなるため注意が必要です。

※ 過去に利用者識別番号を取得しただけであれば新たに取得したとしても特段の問題は生じません。



(16) 入力内容を確認する画面が表示されます。 内容に誤りがなければ、[送信]をクリックしま す。

(修正すべき内容があれば、[訂正]をクリック して修正を行います。)



② 利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

[次へ]をクリックします。

(参考) 利用者識別番号について

登録申請データ提出後、登録通知データを確認する場合などに利用者識別番号が必要となることから、この画面については「印刷」又は「保存」することをお勧めします。



® e-Taxソフト(WEB版)のトップ画面に戻ります。

[申告・申請・納税]が選択できるようになる のでクリックします。

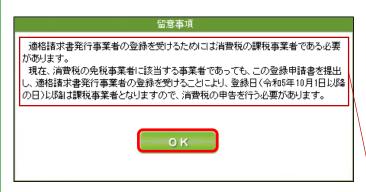


⑨ 申告・申請・納税の画面が表示されます。 「新規作成」の[操作に進む]をクリックします。



② 作成手続の選択画面が表示されます。 [適格請求書発行事業者の登録申請書 (国内事業者用)(令和3年10月1日~令 和5年9月30日)]をクリックします。

(参考) インボイス制度特設サイト以外からe-Taxソフト(WEB版)を利用した場合 インボイス制度以外の手続も表示されます が、表示される手続に違いがあるだけで、以降 の操作に違いなどは生じません。



② 作成前に留意事項としてメッセージが表示されます。

内容を確認し、[OK]をクリックします(申請時点で免税事業者の方は確認が必要です。)。

適格請求書発行事業者になるためには、課税 事業者である必要があり、現在、免税事業者で あっても、登録を受けることによりインボイス制度開 始後は、消費税の申告が必要になることを表示し ています。



② 提出先税務署が表示されます。内容を確認のうえ、誤りがなければ、[次へ] をクリックします。



② 帳票入力画面が表示されます。 「作成」をクリックします。

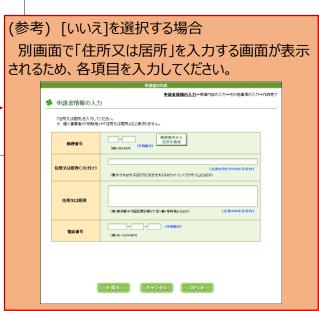
個人事業者の場合、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出することで公表情報に「屋号」等を加えることが可能であるため、登録申請データと同時に作成・送信できるようになっています。



②「氏名」の入力画面が表示されます。 「氏名」及び「フリガナ」に表示された内容を確認のうえ、誤りがなければ、[次へ]をクリックします。



② 「納税地」の入力画面が表示されます。 「郵便番号」、「納税地」及び「電話番号」 に表示された内容を確認するとともに、「納税 地(フリガナ)]を入力、「『納税地』と『住所又 は居所』は同じ場所ですか。」を[はい]を選択 し、「次へ]をクリックします。



The second secon	申請書の作成
	申請者情報の入力⇒ 申請内容の入力 ⇒その他事項の入力⇒作成完了
🧩 申請内容の入力	
この申請書を提出する時点において、課税事業者に	こ該当しますか。 🕜
	」はい 💿 いいえ
● 戻る	(キャンセル) 次へ ⊙

毎 申請時点において課税事業者かどうかを選択する画面が表示されます。

免税事業者であるため[いいえ]を選択し、 [次へ]をクリックします。

(参考) 申請時点で課税事業者である場合 [はい]を選択し、[次へ]をクリックすると<u>30の</u> 画面が表示されます。

連絡語水書発行事業者の登録申請を行う免税事業者の方は、以下の事項をご確認の方え、確認障にチェックを付けてください。 確認的容容 確認的	申請内容の入力			
登録を受けることで課税事業者となり、消費税の申告を行うことが必要になります。 「消費税の申告は原則として登締日(全和6年10月1日以降の日)を含む課税期間分から必要になります。	連格請求書発行事業者の登録申請を行う免税事	業者の方は、以下の事項をご確認のうえ、確認 を	事こチェックを付けてくだる	<u>\$</u> 1,10
消費板の申告は原則として登録日(令和5年10月1日以降の日)を含む課税期間分から必要になります。		確20内容		確認個
	登録を受けることで課税事業者となり、消費税	の申告を行うことが必要になります。		
100 X 95 (ATT 101 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11			心ます。	
登録を受けると、例えば基準期間の課税売上高が1000万円以下となった場合でも、登録を取消すための 届出書を推出しなければ、免税事業者になることはありません。			肖すための	

- ② 免税事業者が登録を受けることにより、発生する義務などの確認事項が表示されます。 確認後、確認欄に図し、[次へ]をクリックします。
- ・消費税の申告を行う必要がある
- ・申告は登録日を含む課税期間から必要
- ・ 適格請求書発行事業者となった場合に免税事 業者の規定の適用はないこと
- の旨の説明が表示されています(全てチェックしないと次画面に遷移できません。)。



② 令和5年10月1日から登録を受けるかどうかの確認画面が表示されます。

[はい]を選択し、「次へ]をクリックします。

令和5年10月1日から登録を受けるかどうかにかかわらず、一定の条件を全て満たす場合のみ[いいえ]を選択してください。

(参考) 以下のリンクをご参考としてください。

登録申請書の書き方フローチャート

【一定の条件】

- ① 提出時点で免税事業者の方が、
- ② 翌課税期間から課税事業者となり、
- ③ 課税事業者となる「課税期間の初日」が、 令和5年9月30日以前の場合で令和5年10月1日から登録を受ける場合 又は

令和5年10月1日以降の場合で「課税期間の初日」から登録を受ける場合

【ご注意】

令和5年10月2日以降、課税 期間の初日・途中から登録を受け ることを希望する場合も[はい]を選 択してください。

(参考) [いいえ]を選択する場合

「登録開始日に関する説明」が表示されますので、「課税期間の初日入力画面」を入力します。





	1000	and the second second second second	申請書の作成	
			申請者情報の入力⇒ 申請内容の入力 ⇒その他事項	頁の入力⇒作成完了
	2	申請内容の入力		
	-	4 HRY 315 00 7 (C)		
		いてかがロギチャ オノギキュ		
	利	用者情報が初	其月	
	表	示されます。		
L		個人番号		
		127(8.3)	(94)1234-5678-9012	. IN ET.
				(お願い
		生年月日	昭和 🔻 55 年 12 月 31 日 (半角数字)	
				免税
		事業内容	小売業	力漏れ
		THE THE TENT	(全角40文字以内)	
	100			請デー
		登錄希望日 ②	年 月 日 (半角数字)	
			(令和5年10月1日に登録を希望する場合は入力不要)	526.63
			,	登録
				NT
		(● 戻	【 キャンセル 】 次へ ⑨	以下
				• 興稅1

② 免税事業者が申請する際に入力が必要な 画面が表示されます。

表示された「生年月日」を確認し、[個人番号]及び[事業内容]を入力し、[次へ]を クリックします。

(お願い) 個人番号の入力について

免税事業者の方は、個人番号の入力が必要ですので、入 力漏れがないようご注意ください(入力がない場合は登録申 請データの処理に時間を要することもあります。)。

登録希望日の入力について

以下の場合、入力してください。

- ・課税期間の途中から登録を受けることを希望する場合
- ・令和5年10月2日以降の課税期間の初日から登録を受ける場合

なお、令和5年10月1日に登録を受けることを希望する場合は、登録希望日の入力は不要です。



③ 納税管理人を定める必要のない事業者かの確認画面が表示されます。

納税管理人を定める必要がない場合は、 [はい]を選択して、「次へ]をクリックします。

【「いいえ(定める必要がある)]を選択する場合】

(個人事業者の場合)

今後出国するなど、国内に住所を有しないことになる場合に選択してください。

(法人の場合)

国内に本店又は主たる事務所を有していない場合に選択してください。

(参考) [いいえ(定める必要がある)]を選択する場合

納税管理人の届出をしているかの確認画面が表示されますので、届出をしている場合は、「消費税納税管理人届出書の提出日」を入力します。

※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。



申請書の作	:Ķ	
	申請者情報の入力⇒ 申請内容の入力 ⇒その	の他事項の入力⇒作成完了
常申請内容の入力		
消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありませんか。	②	
The office of the second of		
□ はい(用に処せられたことがない)○ いいえ(用に処せられたことがある)		
		[いいえ]
		[いいえ] 執行を受
		認メッセー
		この画面
● 戻る	次へ ⊙	送信され
<u> </u>		ります。

③ 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことがあるかどうかの確認画面が表示されます。

刑に処せられたことがない場合は [はい]を 選択して、[次へ]をクリックします。

[いいえ]を選択した場合には、刑の執行が終わる、若しくは、 執行を受けることがなくなって2年を経過しているかどうかの確 認メッセージが表示されます。

この画面における選択がいずれも[いいえ]となった場合、 送信された登録申請データに係る登録は拒否されることがあ ります。

その他事」	頁の入力			
	べき事項があれば入力してください ない場合は空構のままとしてくださ			
(日本) (3年7年7)	はいめ合け土物のままとしてくたで	₩ 'o /		
			(全角170文字以)	4)
	◎ 戻る	キャンセル	次へ⊚	

② 「その他事項の入力」画面が表示されます。 参考として入力すべき事項があれば、入力 した上で[次へ]をクリックします。

なければ空欄のまま、[次へ]をクリックします。



③ 登録通知データの受領方法について電子 データで受け取るかどうかの希望の確認画面 が表示されます。

[希望する]を選択し、[次へ]をクリックします。



受録申請書の作成完了画面が表示されます。

[作成完了]をクリックします。

(参考) [公表申出書を作成する]を選択した場合

[公表申出書を作成する]クリック後に、「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地等」などを入力する画面が表示されます。





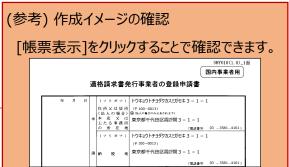


③ ②の画面に戻ります。

「次へ」が選択できますので、[次へ] をクリックします。



④ 作成した帳票の一覧が表示されます。 内容を確認し、「次へ」をクリックします。





② 電子署名の付与の画面が表示されます。 「電子署名の付与]をクリックします。



38 電子署名を付与するための媒体の選択画面が表示されます。

[カードタイプの電子証明書をご利用の場合]を選択し、[次へ]をクリックします。



③ 認証局サービスを選択する画面が表示されます。

[公的個人認証サービス(マイナンバーカード)]を選択し、[次へ]をクリックします。



④ マイナンバーカードの読み取り方法を選択する画面が表示されます。

[スマートフォンで読み取り]をクリックします。



④ パソコンの画面に「2次元バーコード」が表示されます(手元にスマートフォンを準備してください。)。



(ここから、スマートフォンで作業)

② 「マイナポータル」を起動し、[読み取る]を タップします。



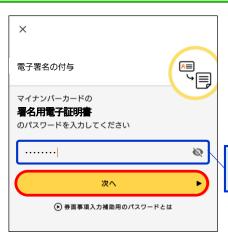
④ アプリメニューを選択する画面が表示されます。

[QRコード読取]をタップします。



④ QRコードの読み取り画面が表示されます。④で表示されたQRコードを読み取ります。

パソコンに表示されたQRコードがこの枠内に収まるように調整してください。



⑤ 読取が完了すると、パスワード入力画面が表示されます。

[署名用電子証明書のパスワード](英数字 $6\sim16$ 桁)を入力し[次へ]をタップしてください。

パスワードを入力することで[次へ] が選択可能となります。



読み取りに成功すると「電子署名の付与を完了しました。」と表示されます。

④ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「電子署名の付与を完了しました。」と表示されます。マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(参考) マイナンバーカードの読み取り

読み取りに当たっては、スマートフォンやマイナンバーカードがケースに入っている場合、読み込みが正常に行えない場合があるため、ケースを外して読み取りを実施してください。



(ここから、パソコンでの作業に戻ります。)

② 電子署名の付与が完了したことを表示する 画面が表示されます。「閉じる]をクリックしてください。



電子署名の付与が完了すると、③の画面 に戻ります。

「電子署名」欄が「署名済」に変わるとともに「送信」が選択可能となるため、[送信]をクリックします。



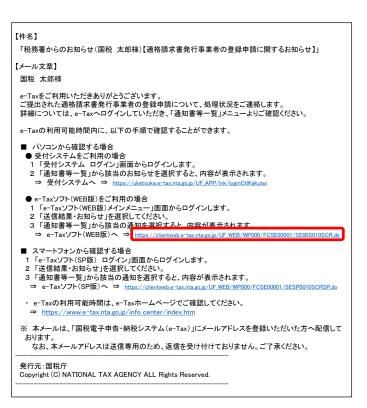
④ 送信が完了すると、即時通知が表示されます。

即時通知の状況は、登録申請データの審査を行っているため、[受信通知の確認]をクリックします。



⑩ 「受信通知」が確認できれば、登録申請 データの作成・送信が完了となります。

~ 登録通知データの確認 ~



① 登録したメールアドレスに登録通知データが 格納されたことをお知らせするメールが送信さ れます。

[e-Taxソフト(WEB版)をご利用の場合] に記載があるリンクをクリックします。

(参考) 登録通知データの確認

登録通知データの確認は、「受付システム」、「e-Taxソフト(SP版)」を利用して確認することも可能です。

以降の説明は、「e-Taxソフト(WEB版)」による確認方法ですが、他の方法による確認方法も基本的には動きは同様です。



② e-Taxソフト(WEB版)のトップ画面が表示されます。

[ログイン]をクリックします。

	150つ	
イナンバーカードをお持 ICカードリーダライタを進	5の場合 備し、「マイナンバーカードの読み取りへ」ボタンを押してください。	
	マイナンバーカードの読み取りへ	
 者識別番号・暗証番 : 用者識別番号と暗証	きをお持ちの場合 番号を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。	
項目名	入力内容	
利用者識別番号	(例)1334-5678-9012-3456	
暗証番号	(半角英數)	\
暗証番号の表示	● 暗証番号を表示しない ○ 暗証番号を表示する	
	ログイン キャンセル	

③ ログイン画面が表示されます。[マイナンバーカードの読み取りへ]をクリックします。

(参考) 利用者識別番号等によるログイン 登録通知データは確認は、マイナンバーカー ドによるログインのほか、利用者識別番号及 び暗証番号を入力することでもログイン可能 です。



④ マイナンバーカードの読み取り方法を選択する画面が表示されます。「スマートフォンで読み取り]をクリックします。

2次元パーコード表取 以下の2次元パーコードをスマートフォンのマイナポータルAPで読み取ってください。

⑤ パソコンの画面に「2次元バーコード」が表示されます(手元にスマートフォンを準備します。)。

(参考) マイナポータルAPのインストール

以降の作業のため、Android 端末の方は Google Play、iPhoneの方はApp Storeから「マイナポータルAP」をインストールしてください。







(ここから、スマートフォンで作業)

⑥「マイナポータルAP」を起動し、[二次元バーコード読取]をタップしてください。

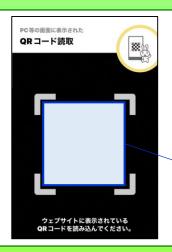
(参考) マイナポータルAPの推奨環境

画面右上の「①」をタップ後に表示されるよくある質問の「マイナポータル(アプリ)に対応しているスマートフォン等を教えてください」により、確認することができます。



⑦ アプリメニューを選択する画面が表示されます。

[QRコード読取]をタップします。



® QRコードの読み取り画面が表示されます。
⑤で表示されたQRコードを読み取ります。

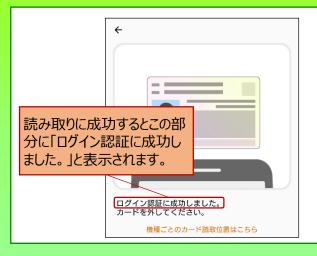
パソコンに表示されたQRコードがこの枠内 に収まるように調整してください。



⑨ 読取が完了すると、パスワード入力画面が表示されます。

[マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード](4桁)を入力し[次へ]をタップします。

パスワードを入力することで[次へ] が選択できます。



⑩ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「ログイン認証に成功しました。」と表示されます。

マイナンバーカードをスマートフォンから外して ください。

(参考) マイナンバーカードの読み取り

読み取りに当たっては、スマートフォンやマイナン バーカードがケースに入っている場合、読み込みが 正常に行えない場合があるため、ケースを外して 読み取りを実施すると成功する場合があります。



⑪ e-Taxソフト(WEB版)のトップ画面に戻ります。

[送信結果・お知らせ]をクリックします。



② 送信結果・お知らせを確認する画面が表示されます。

「通知書等一覧」の[操作に進む]をクリックします。



③ 通知書等一覧の詳細が表示されます。 「通知書等選択」から[適格請求書発行事 業者通知書]を選択し、[切替] をクリックしま す。



④ 登録通知データの一覧が表示されます。確認したい登録通知データをクリックします。



⑤ 「適格請求書発行事業者の登録通知書の 状況」を示す画面が表示されます。

[適格請求書発行事業者通知書一覧]をクリックします。



⑤ 登録通知データが表示されます。 「確認」をクリックします。

< 登録通知データの表示イメージ >

納税地	100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1	
氏 名	国税 太郎	殿

東局イ特 第 1 号 令和 4 年 11 月 1 日

麹町 税務署長財務事務官

税務署 一郎

適格請求書発行事業者の登録通知書

あなたから令和4年10月1日付で提出された適格請求書発行事業者の登録申請に基づき、 以下の通り登録しましたので、通知します。

登録年月日	令和 5年10月 1日
登録番号	T3123456789123
氏名	国税 太郎
	â 8
	以下余白
	8
Y 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	2. 9.

< 国税庁適格請求書発行事業者公表サイトでの公表例 >

